

令和元年台風第19号による各種支援制度

令和元年11月



田 村 市

目 次

NO. 1	り災証明書の発行	1
NO. 2	ひ災証明書の発行	1
NO. 3-1	国民健康保険税の減免	1
NO. 3-2	後期高齢者医療保険料の減免	3
NO. 3-3	国保及び後期高齢者医療における医療機関等の窓口負担の免除	4
NO. 3-4	国民年金保険料の免除	5
NO. 4-1	災害見舞金（市）	6
NO. 4-2	災害見舞金（田村市社会福祉協議会）	6
NO. 4-3	災害見舞金（日本赤十字社福島県支部田村市地区）	6
NO. 5-1	災害弔慰金（国）	7
NO. 5-2	災害障害見舞金（国）	7
NO. 5-3	災害援護資金貸付金	8
NO. 6	被災者生活再建支援制度について	8
NO. 7	市税等の減免	10
NO. 8-1	介護保険料の減免について	13
NO. 8-2	介護サービスに係る利用料の減免について	14
NO. 9	保育料の減免	15
NO. 10	就学援助	15
NO. 11	民間賃貸住宅借上制度	16
NO. 12	被災住宅の応急修理制度	16
No. 13	浸水家屋の消毒剤配布・消石灰散布	17
No. 14	災害ごみの取り扱い	17
NO. 15	豪雨災害に伴う水道料金等の減免	18

No. 16	被災中小企業・小規模事業者対策	19
16-1	福島県緊急経済対策資金	19
16-2	日本政策金融公庫災害貸付	19
16-3	小規模企業共済災害時貸付	19
16-4	セーフティネット保証	20
16-5	特別労働相談窓口	20
16-6	失業手当と休業手当を支払う場合の助成金	20
16-7	経済産業省による支援策	21
No. 17	農業等災害対策	22

NO. 1 リ災証明書の発行

1 支援の種類	住居の損壊に関する証明
2 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。 リ災証明書の添付資料（必要により現地調査）により、リ災状況を判定し、リ災証明を発行します。（無料）
3 必要書類等	リ災状況がわかる写真（住居の被害状況がわかる写真）
4 手続き	リ災状況がわかる写真を添えて税務課で申請してください。
5 受付	税務課
6 お問い合わせ	税務課 TEL 81-2119
7 その他	リ災証明は、現地調査等が必要となる場合があることから、即日交付はできませんのでご注意ください。

NO. 2 ひ災証明書の発行

1 支援の種類	車や構造物の損壊に関する証明
2 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。
3 受付	市民課
4 お問い合わせ	市民課 TEL 82-1112
5 その他	なるべく被害の状況を写真で記録しておいてください。

NO. 3-1 国民健康保険税の減免

1 支援の種類	台風災害による国民健康保険税の減免								
2 支援の内容	<p>台風災害により家屋等に被害を受けた場合、災害発生後に納期限の到来する国民健康保険税に対して、減免を受けられる場合があります。</p> <p>●減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収区分</th> <th>減免の対象となる納期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>4期分以降</td> <td rowspan="2">納期限が令和2年3月31日までのものに限る</td> </tr> <tr> <td>年金特別徴収</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の要件及び減免の割合</p> <p>①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 全部</p> <p>②主たる生計維持者が行方不明となった世帯 全部</p> <p>③主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号にすべて該当する世帯 別表1で算出した対象保険税額に、別表2の</p>	徴収区分	減免の対象となる納期	備考	普通徴収	4期分以降	納期限が令和2年3月31日までのものに限る	年金特別徴収	10月徴収分以降
徴収区分	減免の対象となる納期	備考							
普通徴収	4期分以降	納期限が令和2年3月31日までのものに限る							
年金特別徴収	10月徴収分以降								

	<p>前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補てんされた金額を除く）が、前年の事業収入等の額の 3/10 以上 ii 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下 iii 減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の合計所得金額が 400 万円以下 <p>別表 1</p> <table border="1"> <tr> <td>対象保険税額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td>A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税の額</td> </tr> <tr> <td>B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>C : 当該世帯の前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>別表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得額又は条件</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害に起因し事業等を廃止し、又は失業した場合</td> <td>前年の合計所得金額にかかわらず全部</td> </tr> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>④主たる生計維持者が住んでいる住宅に損害があった場合</p> <p>別表 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊・床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合 世帯の保険税額から行方不明になった被保険者に係る保険税額を引いた額</p>	対象保険税額 = $A \times B / C$	A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税の額	B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の合計所得金額	C : 当該世帯の前年の合計所得金額	前年の合計所得額又は条件	減免割合	災害に起因し事業等を廃止し、又は失業した場合	前年の合計所得金額にかかわらず全部	300万円以下であるとき	全部	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	大規模半壊・半壊・床上浸水	2分の1
対象保険税額 = $A \times B / C$																									
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税の額																									
B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の合計所得金額																									
C : 当該世帯の前年の合計所得金額																									
前年の合計所得額又は条件	減免割合																								
災害に起因し事業等を廃止し、又は失業した場合	前年の合計所得金額にかかわらず全部																								
300万円以下であるとき	全部																								
400万円以下であるとき	10分の8																								
550万円以下であるとき	10分の6																								
750万円以下であるとき	10分の4																								
1,000万円以下であるとき	10分の2																								
損害程度	軽減又は免除の割合																								
全壊	全部																								
大規模半壊・半壊・床上浸水	2分の1																								
3 申請方法	申請書に必要事項を記入して、令和 2 年 3 月 3 1 日までに提出してください。																								
4 添付書類等	り災証明書、補てん金額等のわかる書類等																								
5 その他	減免が決定されるまでの間は通常通り納付をお願いします。決定がなされた場合は、後日納付額との差額を調整します。																								
6 申請	市民課																								
7 お問合せ	市民課 TEL 82-1112																								

NO. 3-2 後期高齢者医療保険料の減免

1 支援の種類	台風災害による後期高齢者医療保険料の減免																														
2 支援の内容	<p>台風災害により家屋等に被害を受けた場合、災害発生後に納期限の到来する保険料に対して、減免を受けられる場合があります。</p> <p>●減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収区分</th> <th>減免の対象となる納期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>3期分以降</td> <td rowspan="2">納期限が令和2年3月31日までのものに限る</td> </tr> <tr> <td>年金特別徴収</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の要件及び減免の割合</p> <p>①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 全部</p> <p>②主たる生計維持者が行方不明となった世帯 全部</p> <p>③主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号にすべて該当する世帯 別表1の対象保険料額に、各区分に応じた減免割合を乗じた額</p> <p>i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補てんされた金額を除く）が、前年の事業収入等の額の3/10以上</p> <p>ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p>iii 減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の合計所得金額が400万円以下</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>対象保険料額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td rowspan="5">被保険者の保険料額に、世帯主及びその世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額に減少が見込まれる前年の所得金額の割合を乗じた額</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず全部を免除</p> <p>④主たる生計維持者が住んでいる住宅に損害があった場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1を超えない範囲で広域連合が決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合 行方不明になった被保険者の保険料額の全額</p>	徴収区分	減免の対象となる納期	備考	普通徴収	3期分以降	納期限が令和2年3月31日までのものに限る	年金特別徴収	10月徴収分以降	前年の合計所得金額	対象保険料額	減免割合	300万円以下であるとき	被保険者の保険料額に、世帯主及びその世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額に減少が見込まれる前年の所得金額の割合を乗じた額	全部	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない範囲で広域連合が決定
徴収区分	減免の対象となる納期	備考																													
普通徴収	3期分以降	納期限が令和2年3月31日までのものに限る																													
年金特別徴収	10月徴収分以降																														
前年の合計所得金額	対象保険料額	減免割合																													
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額に、世帯主及びその世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額に減少が見込まれる前年の所得金額の割合を乗じた額	全部																													
400万円以下であるとき		10分の8																													
550万円以下であるとき		10分の6																													
750万円以下であるとき		10分の4																													
1,000万円以下であるとき		10分の2																													
損害程度	減免割合																														
全壊	全部																														
半壊・大規模半壊	2分の1																														
床上浸水	2分の1を超えない範囲で広域連合が決定																														

3 申請方法	申請書に必要事項を記入して、令和2年3月31日までに提出してください。
4 添付書類等	り災証明書、広域連合長が必要と認める書類等
5 その他	減免が決定されるまでの間は通常通り納付をお願いします。 決定がなされた場合は、後日納付額との差額を調整します。
6 申請	市民課、福島県後期高齢者医療広域連合
7 お問い合わせ	市民課 TEL 82-1112 福島県後期高齢者医療広域連合 TEL 024-528-9025

NO. 3-3 国保及び後期高齢者医療における医療機関等の窓口負担の免除

1 支援の種類	医療費の一部負担金の免除
2 支援の内容	<p>○保険証や現金がなくても医療機関を受診できます</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、医療機関の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担について、支払いが不要となります。</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方</p> <p>③主たる生計維持者が行方不明となった方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>※後日、上記に該当しないと認められた場合は、窓口負担について負担いただくこととなります。</p>
3 対象期間	令和2年1月末まで
4 利用方法	医療機関の窓口でその旨を申告してください。なお、申告された方は後日一部負担金等免除申請が必要となります。
5 お問い合わせ	市民課 TEL 82-1112

NO. 3-4 国民年金保険料の免除

1 支援の種類	台風災害による国民年金保険料の免除
2 支援の内容	<p>台風災害により家屋等に被害を受けた場合、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。</p> <p>●免除の要件 住宅、家財、土地、事業用財産等のうち、流出、全壊、浸水、土砂堆積等の被害を受け、その損害が最も大きい財産に係る損害が1/2以上と認められた場合</p> <p>●免除期間 令和元年9月分から令和3年6月分まで。なお、令和2年7月分以降については、改めて免除申請が必要となります。</p>
3 申請方法	申請書に必要事項を記入して、窓口に提出してください。
4 添付書類等	り災証明書、被災状況届等
5 お問い合わせ	郡山年金事務所 TEL 024-932-3434 市民課 TEL 82-1112

NO. 4-1 災害見舞金（市）

1 支援の種類	給付		
2 支援の内容	災害を受けた住家の居住者を対象に災害見舞金を支給します。		
		1世帯につき	り災害者1人につき
	全壊	70,000円	10,000円
	半壊	40,000円	5,000円
	床上浸水	30,000円	
3 活用できる方	災害を受けた住家の居住者 ※ 住家が借家の場合は、見舞金の額が変わります。		
4 必要書類等	り災証明書のほか、提出していただく書類があります。		
5 受付	社会福祉課		
6 お問合せ	社会福祉課 TEL 81-2273		

NO. 4-2 災害見舞金（田村市社会福祉協議会）

1 支援の種類	給付		
2 支援の内容	災害（火災・水害等）を受けた住家の居住者を対象に災害見舞金を支給します。		
	● 1世帯につき 5,000円～ ※その他、火災ならびに自然災害のため死亡した方の遺族（市内在住者に限る）代表者に死亡者1人につき弔慰金 20,000円を支給します。		
3 お問合せ	田村市社会福祉協議会 TEL 68-3434		

NO. 4-3 災害見舞金（日本赤十字社福島県支部田村市地区）

1 支援の種類	給付		
2 支援の内容	災害（火災・自然災害）を受けた住家の居住者を対象に災害見舞金を支給します。		
	● 1世帯につき 5,000円 ※火災及び自然災害により死亡した者の代表 1人につき弔慰金 10,000円を支給します。		
3 お問合せ	田村市社会福祉協議会 TEL 68-3434		

NO. 5-1 災害弔慰金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生活維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円
3 活用できる方	災害により死亡した方（田村市に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 支給の範囲・順位は、死亡した方の ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	下記にお問合せください。
6 お問合せ	社会福祉課 TEL 81-2273

NO. 5-2 災害障害見舞金（国）

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円
3 活用できる方	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	下記にお問合せください。
6 お問合せ	社会福祉課 TEL 81-2273

NO.5-3 災害援護資金貸付金

1 支援の種類	貸付金
2 支援の内容	生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。 ・貸付限度額 350万円 (被災の状況により貸付限度額は異なります。) ・受付期間 令和2年1月10日(金)
3 活用できる方	災害により負傷、または、住居・家財の損害を受けた方
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	下記にお問合せください。
6 お問合せ	社会福祉課 TEL 81-2273

NO.6 被災者生活再建支援制度について

1 支援の種類	給付															
2 支援の内容	自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。 基礎支援金（住宅の被害程度）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>解体（半壊・敷地被害）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	複数世帯	単身世帯	全壊	100万円	75万円	解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円	長期避難	100万円	75万円	大規模半壊	50万円	37.5万円
	区 分	複数世帯	単身世帯													
	全壊	100万円	75万円													
	解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円													
	長期避難	100万円	75万円													
	大規模半壊	50万円	37.5万円													
	加算支援金（住宅の再建方）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃借住宅 ※公営住宅入居者除く</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	複数世帯	単身世帯	建設・購入	200万円	150万円	補修	100万円	75万円	賃借住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円			
	区 分	複数世帯	単身世帯													
建設・購入	200万円	150万円														
補修	100万円	75万円														
賃借住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円														
3 活用できる方	全壊、解体及び大規模半壊世帯の世帯主															
4 対象期間	令和2年11月12日まで（基礎支援金） 令和4年11月12日まで（加算支援金）															

5 手続き	下記にお問い合わせください。
6 必要書類	り災証明書、世帯全員の住民票、通帳の写し など ※いくつかの条件と必要書類があります
7 お問い合わせ	社会福祉課 TEL 82-2273

NO. 7 市税等の減免

1 支援の種類	台風災害による個人市民税の減免																						
2 支援の内容	<p>台風災害により家屋等に被害を受けた場合、災害発生後に納期限の到来する市税に対して、減免を受けられる場合があります。</p> <p>※既に納付済みの場合は減免の対象とはなりません。</p> <p>《住宅等に被害を受けた場合》</p> <p>●減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収区分</th> <th>減免の対象となる納期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>3 期分以降</td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収</td> <td>10 月徴収分以降</td> </tr> <tr> <td>年金特別徴収</td> <td>10 月徴収分以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の要件及び減免の割合</p> <p>災害による住宅等の損害の金額（※1）が住宅等の価値の 3/10 以上であるもの及び前年の合計所得金額（※2）に応じた減免の割合は下表のとおりです。</p> <p>（※1）損害の金額は、損害額から保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く</p> <p>（※2）前年の合計所得金額が 1,000 万円を超える方は対象となりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満</th> <th>損害の程度が 5/10 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750 万円を超える</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>《農作物等に被害を受けた場合》</p> <p>農作物の減収による損失額（※1）が、平年における農作物の収入金額の 3/10 以上となるもので、前年の合計所得金額（※2）が 1,000 万円以下である方に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額について減免します。</p> <p>（※1）減収による損失額は、農作物共済金額等により補てんされる金額を除く</p>	徴収区分	減免の対象となる納期	普通徴収	3 期分以降	給与特別徴収	10 月徴収分以降	年金特別徴収	10 月徴収分以降	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上	500 万円以下	1/2	全部	750 万円以下	1/4	1/2	750 万円を超える	1/8	1/4
徴収区分	減免の対象となる納期																						
普通徴収	3 期分以降																						
給与特別徴収	10 月徴収分以降																						
年金特別徴収	10 月徴収分以降																						
合計所得金額	減免の割合																						
	損害の程度が 3/10 以上 5/10 未満	損害の程度が 5/10 以上																					
500 万円以下	1/2	全部																					
750 万円以下	1/4	1/2																					
750 万円を超える	1/8	1/4																					

	<p>(※2) 前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、農業所得以外の所得が 400 万円以下の方に限る</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免または免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400 万円以下</td> <td>8 / 10</td> </tr> <tr> <td>550 万円以下</td> <td>6 / 10</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>4 / 10</td> </tr> <tr> <td>750 万円を超える</td> <td>2 / 10</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	減免または免除の割合	300 万円以下	全部	400 万円以下	8 / 10	550 万円以下	6 / 10	750 万円以下	4 / 10	750 万円を超える	2 / 10
合計所得金額	減免または免除の割合												
300 万円以下	全部												
400 万円以下	8 / 10												
550 万円以下	6 / 10												
750 万円以下	4 / 10												
750 万円を超える	2 / 10												
3 申請方法	申請書に必要事項を記入して、令和 2 年 1 月 31 日までに提出してください。												
4 必要書類等	減免申請書、補てん金額等のわかる書類												
5 その他	減免が決定されるまでの間は通常通り納付をお願いします。 決定がなされた場合は、後日納付額との差額を調整します。												
6 支援の種類	台風災害による固定資産税の減免												
7 支援の内容	<p>台風災害により固定資産につき被害を受けた場合、災害発生後に納期限の到来する市税に対して、減免を受けられる場合があります。</p> <p>※既に納付済みの場合は減免の対象とはなりません。</p> <p>《土地に被害を受けた場合》</p> <p>●減免の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき</td> <td>10 分の 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>《家屋に被害を受けた場合》</p> <p>●減免の内容</p>	損害の程度	減額又は免除の割合	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上のとき	全部	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4		
損害の程度	減額又は免除の割合												
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上のとき	全部												
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8												
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6												
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4												

	損害の程度	減額又は免除の割合
	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
	主要構造が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価格を減じたとき	10分の8
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき	10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4
	<p>《償却資産に被害を受けた場合》</p> <p>●減免の内容</p> <p>家屋に準ずる</p>	
8 お問合せ	税務課 TEL 81-2119	

NO. 8-1 介護保険料の減免について

1 支援の種類	減免																			
2 支援の内容	<p>災害発生後に納期限が到来する介護保険料について、被害の状況により平成31年度（令和元年度）の保険料の減免を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収区分</th> <th>減免対象期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>4期分以降</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>10月徴収分以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減免決定までの間は、通常通り納付願います。 減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。</p> <p>○居住する住宅の損害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td rowspan="2">1/2</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主たる生計維持者の人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡又は行方不明</td> <td rowspan="3">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> </tr> <tr> <td>重篤な傷病を負った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業収入の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失金額が平成30年中の額の3/10以上 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 <p>※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なります。</p>	徴収区分	減免対象期別	普通徴収	4期分以降	特別徴収	10月徴収分以降	損害の程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	1/2	床上浸水	事由	減免割合	死亡又は行方不明	全部	障害者となった場合	重篤な傷病を負った場合
	徴収区分	減免対象期別																		
	普通徴収	4期分以降																		
	特別徴収	10月徴収分以降																		
	損害の程度	減免割合																		
	全壊	全部																		
	半壊・大規模半壊	1/2																		
	床上浸水																			
	事由	減免割合																		
	死亡又は行方不明	全部																		
障害者となった場合																				
重篤な傷病を負った場合																				
3 必要書類	減免申請書、罹災証明書等																			
4 手続き	減免申請書に必要事項を記載して、令和2年3月31日までに提出してください。																			
5 提出先	高齢福祉課又は各行政局市民課																			
6 受付時間	午前8時30分～午後5時15分（土日・休日を除く）																			
7 問い合わせ	高齢福祉課 TEL 82-1115																			

NO. 8-2 介護サービスに係る利用料の減免について

1 支援の種類	減免
2 支援の内容	<p>○介護保険証や現金がなくても介護サービスを利用できます 次のいずれかに該当する場合は、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告いただくことで、介護サービスの利用料の支払いが不要となります。</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方</p> <p>③主たる生計維持者が行方不明となった方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>※後日、上記に該当しないと認められた場合は、介護サービスの利用料について負担いただくこととなります。</p>
3 対象期間	令和2年1月末まで
4 手続き	介護サービス事業所の窓口でその旨を申告してください。
5 問い合わせ	高齢福祉課 TEL 82-1115

NO.9 保育料の減免

1 支援の種類	減免				
2 支援の内容等	災害等により被災し、児童の保育を委託しなければ世帯の更生がなされない場合や、児童の世帯が火災又は災害等により被災し、保育料の納入が困難な場合に保育料の減免をします。				
	項目	全額／半額の別		期間	必要証明等
	①当該世帯が火災又は災害等により被災し、子どもの保育を委託しなければ世帯の更生がなされない場合	全額		その世帯の子どもが入所した日の属する月から家屋等を再建し居住する日の属する月まで	罹災証明又はそれに類する公的機関の証明
②当該子どもの世帯が火災又は災害等により被災し、保育料の納入が困難な場合	50%を超える罹災の場合	全額	罹災日の属する月から家屋等を再建し居住した日の属する月まで		
	50%未満の罹災の場合	半額			
注1 期間における「日の属する月」について15日未満は切り捨てとなります。					
注2 減免後の納入保育料の10円未満の端数は切り捨てとなります					
4 手続き	こども未来課				
5 お問合せ	こども未来課 TEL 82-1000				

NO.10 就学援助

1 支援の種類	就学援助
2 支援の内容	災害により市税等の減免を受けた方で、小中学校の児童生徒を就学させることが経済的に困難となった保護者に対して、学用品費や学校給食費等就学に必要な費用の一部を支給します。
3 活用できる方	災害により市税等の減免を受けた方で、小中学校の児童生徒を就学させることが経済的に困難となった保護者
4 手続き等	学校教育課
5 お問合せ	学校教育課 TEL 81-1214

NO.11 民間賃貸住宅借上制度

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間住宅を借り上げて無償で提供します。
3 活用できる方	①住居の全壊等で居住する住宅がない方 ②被災住宅の応急修理制度を利用しない方 ※その他の要件あり
4 県の費用負担	家賃、礼金、仲介料等（上限あり）
5 契約期間	原則1年間
6 お問い合わせ	都市計画課 TEL 82-1114

NO.12 被災住宅の応急修理制度

1 支援の種類	現物支給
2 支援の内容	半壊等の被害を受けた住家について、日常生活に必要不可欠な応急修理の支援をします。 本制度の利用を希望する方は、修理をする前に、都市計画課へご相談ください。
3 活用できる方	大規模半壊や半壊、損害割合が10%以上の一部損壊の被害を受けた世帯
4 内容	壊れた床、外壁、基礎、衛生設備などで、日常生活に必要不可欠な部分の修理
5 限度額	1世帯あたり 595,000円以内 ※一部損壊は、300,000円以内
6 お問い合わせ	都市計画課 TEL 82-1114

No. 13 浸水家屋の消毒剤配布・消石灰散布

1 支援の種類	浸水家屋の消毒剤配布・消石灰散布
2 支援の内容	<p>台風 19 号の影響により家屋等が浸水した場合は、</p> <p>(1) 泥水等をきれいに掃き出し水洗い等を行う</p> <p>(2) 乾燥させる</p> <p>(3) 消毒、殺菌することが必要です。</p> <p>※消毒は、洗浄後でないと、効果を発揮することができません。</p> <p>○床上消毒剤の配布について</p> <p>【船引町】 生活環境課または行政区長へ問い合わせください。</p> <p>【滝根町・大越町・都路町・常葉町】 行政局市民課へ問い合わせください。</p> <p>○床下消毒剤の散布について</p> <p>【船引町】 生活環境課または行政区長へ問い合わせください。</p> <p>【滝根町・大越町・都路町・常葉町】 行政局市民課へ問い合わせください。</p> <p>○建物周辺の消毒について</p> <p>【船引町】 生活環境課または行政区長へ問い合わせください。</p> <p>【滝根町・大越町・都路町・常葉町】 行政局市民課へ問い合わせください。</p>
3 その他	消毒剤を使用する際は取り扱いに注意して行ってください。
4 お問い合わせ	生活環境課 TEL 81-2272

No. 14 災害ごみの取り扱い

1 支援の種類	ごみの収集・受け入れ・処分
2 支援の内容	自宅等の災害ごみの受け入れ ※浸水した家財、畳など
3 受入先	<p>田村東部環境センター（滝根町・大越町）</p> <p>船引清掃センター（都路町・常葉町・船引町）</p> <p>※分別して搬入してください。</p>
4 受付日・時間	※受付時間は、月～金曜日・第 2 土曜日・第 4 日曜日の午前 9 時から午後 4 時までです。
5 その他	災害ごみを搬入する際は、「り災証明書」または「被災証明書」の提示を求める場合があります。
6 お問い合わせ	生活環境課 TEL 81-2272

NO. 15 豪雨災害に伴う水道料金等の減免

1 支援の種類	台風災害による家屋が被災したかたに水道料金、下水道使用料金の減免
2 支援の内容	<p>台風災害により家屋等が被災したかたに対して、水道料金、下水道使用料の減免を受けられる場合があります。</p> <p>《住宅等に被害を受けた場合》</p> <p>●減免の対象</p> <p>(1) リ災証明を受けた家屋または事業所が全壊で当面居住が困難なとき</p> <p>(2) 今回の水害により、水道管が破裂して漏水が発生したとき</p> <p>(3) 今回の水害により、家屋等について清掃を行うために水道を使用したとき</p> <p>●減免の対象期間</p> <p>令和元年12月検針分（令和元年10月、11月使用分）</p> <p>●減免の内容</p> <p>「(1)」に該当する場合 全額免除いたします。免除額は令和元年12月検針分（令和元年10月、11月使用分）</p> <p>「(2) (3)」に該当する場合 次の①、②のうち最も多い水量を免除します。</p> <p>① リ災の検針月と（10月、11月使用分）、前年同月との使用水量の差</p> <p>② リ災の検針月と（10月、11月使用分）、前回検針月（8月、9月使用分）との水量の差</p>
3 申請方法	申請書に必要事項を記入して、令和元年12月1日から令和2年1月27日までに提出してください。
4 必要書類等	水道料金等減免申請書、リ災証明書または被災証明書のコピー など
5 その他	申請内容の詳しい点については、上下水道課までお問い合わせください
6 申請	上下水道課
7 お問い合わせ	上下水道課 TEL 82-1527

No. 16 被災中小企業・小規模事業者対策

16-1 福島県緊急経済対策資金

福島県が、県内の中小企業者の経営安定化等を目的として行う融資制度です。

- (1) 対象者：県内に事業所を有する中小企業者
- (2) 融資限度額：7,000万円
- (3) お問い合わせ：福島県商工労働部経営金融課（電話 024-521-7288）

※制度の利用には条件があります。詳細は、福島県ウェブサイト（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>）にてご確認ください。

16-2 日本政策金融公庫災害貸付

日本政策金融公庫が、災害により被害を被った中小企業、小規模事業者に対して行う貸付制度です。

- (1) 対象者：中小企業、小規模事業者
- (2) 貸付限度額：
（中小企業事業）1億5000万円
（国民生活事業）3,000万円
- (3) お問い合わせ：（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店（電話 024-522-9241）
（国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店（電話 024-923-7140）

※制度の利用には条件があります。詳細は、日本政策金融公庫ウェブサイト（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2019taihuu19gou.html>）にてご確認ください。

16-3 小規模企業共済災害時貸付

中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済の共済契約者に対して行う貸付制度です。

- (1) 対象者：小規模企業共済契約者
- (2) 貸付限度額：1,000万円
- (3) お問い合わせ：中小企業基盤整備機構共済相談室（電話 050-5541-7171）
中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口
（電話 022-716-1751）

※制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業基盤整備機構のウェブサイト（<https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/akn4gh000000ibh5.html>）にてご確認ください。

16-4 セーフティネット保証

自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の保証を、通常の保証限度額と別枠で100%保証する制度です。

(1) 対象者：中小企業者

(2) 保証限度額：

（一般保証）2億円

（無担保保証）8,000万円

(3) お問い合わせ：福島県信用保証協会（電話 024-526-2331）

※制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業庁のウェブサイト（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm）にてご確認ください。

16-5 特別労働相談窓口

福島県労働局では、台風19号に伴う「特別労働相談窓口」を開設しています。

(1) 開設期間・対応時間：

令和元年10月16日（水曜日）から当面の間 8:30～17:15

(2) 相談窓口：

郡山労働基準監督署（郡山市桑野2-1-18 電話 024-922-1370）

ハローワーク郡山（郡山市方八町2-1-26 電話 024-942-8609）

労働局雇用環境・均等室（福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階 電話 024-536-4609）

※詳細は福島労働局のウェブサイト（https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00199.html）にてご確認ください。

16-6 失業手当と休業手当を支払う場合の助成金

台風19号被害により休業している事業主を対象に、失業手当、休業手当に関する助成金についてお知らせしています。

(1) 相談窓口：ハローワーク郡山（郡山市方八町2-1-26 電話 024-942-8609）

(2) 要件：事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合
災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

16-7 経済産業省による支援策

経済産業省は、台風 19 号に伴う災害に関して、13 都県 315 市区町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、以下の被災中小企業・小規模事業者支援を行っています。

1. 特別相談窓口の設置

台風 19 号で被災した中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口は次のとおりです。

●福島県内

福島県信用保証協会 福島営業店（電話 024-526-1530）

福島県商工会連合会（電話 024-525-3411）

商工中金 福島支店（電話 024-526-1201）

2. 災害復旧貸付の実施

上記「16-2 日本政策金融公庫災害貸付」と同様

3. セーフティネット保証 4 号の適用

上記「16-4 セーフティネット保証」と同様

4. 小規模企業共済災害時貸付の適用

上記「16-3 小規模企業共済災害時貸付」と同様

※詳細は経済産業省のウェブサイト

（<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191015010/20191015010.html>）にてご確認ください。

No. 17 農業等災害対策

1 支援の種類	営農に関する相談
2 支援の内容	台風19号被害により農地・農業施設・農業用機械等が被害を受け、今後の営農に不安をお持ちの方は下記までご相談ください。
3 お問い合わせ	農林課 TEL 81-2511 滝根行政局産業建設課 TEL 78-1204 大越行政局産業建設課 TEL 79-2193 都路行政局産業建設課 TEL 75-3550 常葉行政局産業建設課 TEL 77-2371